



生家正面(南面)



生家内観 8畳間南西から見る

### 計画の概要

#### 文化財の名称と概要

名 称:

[町指定史跡] 黒澤止幾生家

員 数:

建物1棟 土地 807.99 m<sup>2</sup>

所 在 地:

城里町大字錫高野字留場 2224 番地 1

所有者名: 城里町

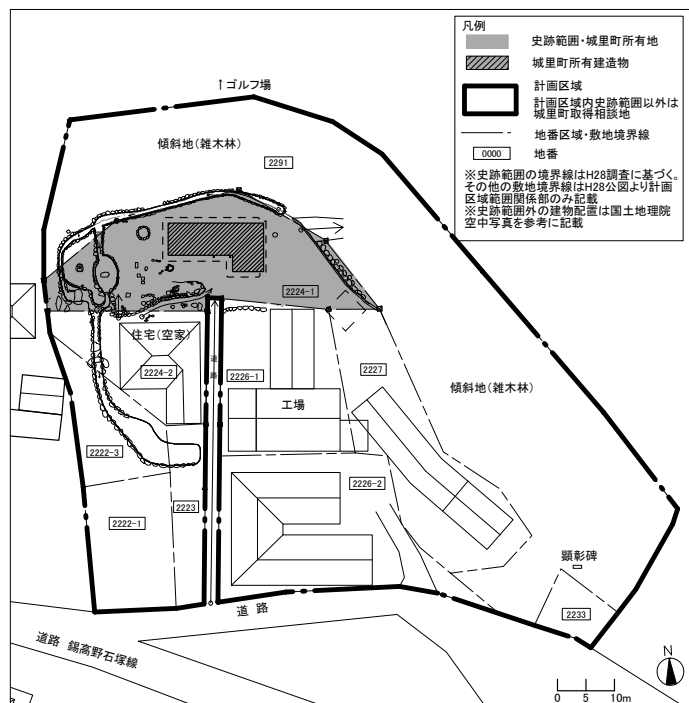
指定年月日: 平成28年3月31日

(城里町教育委員会告示より)

#### 計画区域

以下の基準で範囲を設定した。

- ◇生家が立地する自然の景観や環境を形成している土地
- ◇かつて黒澤家が所有していたと言われ生家と共に景観を形成していた土地
- ◇隣接する急傾斜地など生家の保存のために保全を図ることが必要な土地
- ◇便益施設整備など、公開や活用に伴う利便性向上のために必要な土地



計画区域図

#### 計画の目的

本計画は、城里町指定史跡黒澤止幾生家の敷地及び建物の歴史的文化的な価値を維持向上させつつ、次世代へ保存継承し、黒澤止幾の功績及び町の歴史を伝える場として活用し地域の観光拠点とするための、保存活用方針を定めることを目的とする。

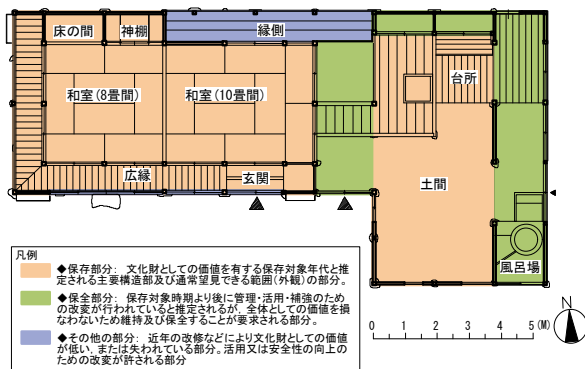
#### 計画の基本方針

- ①史跡の文化財的価値を適切に後世に継承するため、その本質的価値を明らかにし、維持と向上を図る。
- ②建築物や周辺環境の破損状況と安全性の課題を抽出し、修理及び対処方法を計画する。
- ③史跡の敷地及び建築物と一体をなして歴史的な環境を形成している周辺の土地も含め、その価値を保護するための計画とする。
- ④町内外の来訪者のため、利用者の利便性を確保した整備を図り、観光拠点として位置付け、更なる地域活性化を目指す。

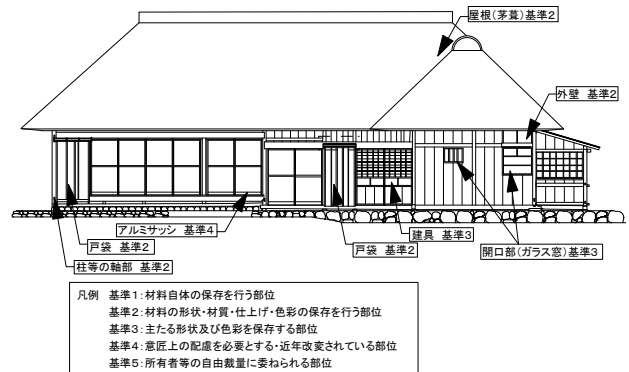
## 保存管理計画

### 保護の方針

建造物（生家）の部分・部位毎の保護の方針を以下のように設定する。



保護の方針 平面図



保護の方針 立面図(正面)

※解体時の判明事項や材の状況に応じて変更の可能性あり

### 管理体制

管理は所有者である城里町を主体とし、城里町教育委員会事務局を担当として対応を行う。文化財行政の強化を図り黒澤止幾生家の歴史や管理に精通し町内のその他の文化財建造物等の保存活用も兼務した学芸員等の人材を育成する。日常的な管理はシルバー人材に保存環境や建築物の維持管理清掃の協力を得る。また地域住民を中心とした案内ボランティア組織（グループ）の設立を目標として保存修理工事事業期間中に近隣住民、これまで保存活動を行ってきた方々、地域おこし協力隊等の関係者との協議を行い、見学者の案内を委託連携できる体制を構築する。将来的には業務委託、指定管理者制度も検討する。

### 建造物への当面必要な維持修理の措置

- ・ 全解体による保存修理工事（全体的な破損が著しいため）
- ・ 耐震・耐風診断を踏まえた設計による補強
- ・ 消防設備の整備・設置

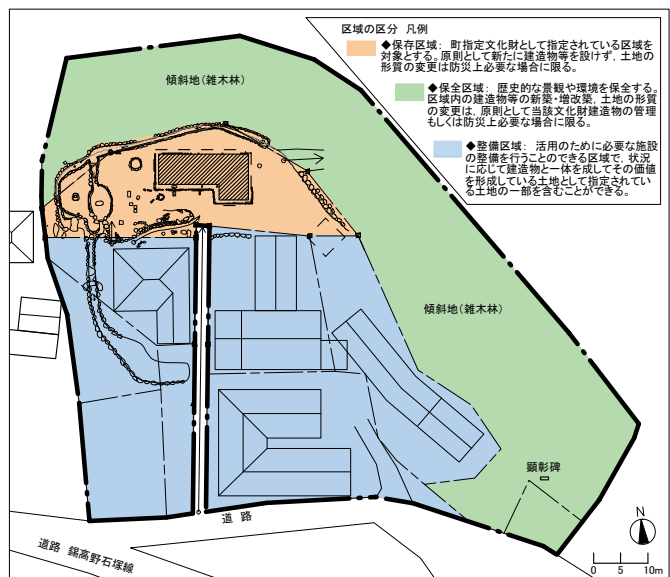
## 環境保全計画

### 基本方針

黒澤止幾生家の敷地は山林に囲まれ、庭園を有し、景観は緑に溢れ、山村の佇まいを維持している。安全性の確保や活用のための整備の際、こうした良好な自然環境と文化財の価値を維持しながら行うことが必要である。庭園については基本的に現状維持とし、昭和57年の庭園整備については水の動線など本来の敷地構成の骨格を活かしたもので、これを活かした整備を行う。測量や植物、庭石の詳細な調査を行い、保全を行う。生家南の敷地についてはかつては田畑であった。道路から、また生家からの景観を取り戻すよう努める。

### 区域の区分

計画区域を右図のように区分する。また区域の区分毎に適する保全の方針を設定した。



区域の区分

## 活用計画

### 基本方針

本計画では黒澤止幾生家の公開活用について以下のように定める。

- ①黒澤止幾の生涯の継承の場としての一般公開
- ②当地域の伝統的な民家とその生活を体験する場としての一般公開
- ③生涯学習機関との連携による郷土史・自然学習の場としての活用
- ④地域住民の交流の場としての活用

公開活用については、広い世代の人々の交流ができる場としての活用を目指し、地域住民や町内や近接する地域の施設や団体と協力し相乗的で持続性のある活用方法を随時検討する。

## 防災計画

防火・防犯管理の現状と課題を明らかにし、予想される災害について今後の対処方針を定めた。

### 防火管理計画の概要

管理者は防火管理区域内の燃焼特性、火気使用状況を把握し、予防措置を整える。火災の通報、初期消火、避難誘導、搬出、救護の役割を、公開時は管理者が行い人員不足の場合は近隣住民に協力を求める。非公開時は通報、初期消火は近隣住民、地元消防団の協力または警備会社による。消火活動はいずれも近隣住民、消防署、消防団の助けが必要であるため、予め協力体制をつくる。

### 予想される災害への対処方針

建物は当初より開口が多い平面であり、主要構造部に腐朽などの破損が見られ、部分的な修理が重ねられた結果、接続部の弛緩・はずれも見られる。そのため地震時の倒壊の恐れが高い。できるだけ早く破損部を健全に修理することと、専門家による耐震診断を行い適切な補強を施す対処が必要である。また耐震診断と共に耐風診断を行う。強風による倒木の被害のないよう、樹木の点検、剪定を定期的に行う。さらに当地では水害、雷害、雪害が予想される。水害へはがけ地面補強または擁壁の設置、排水路のその他復旧、雷害へは避雷針設備設置の検討、雪害へは多量の場合に雪かきに努めることとする。

## 保存整備基本計画

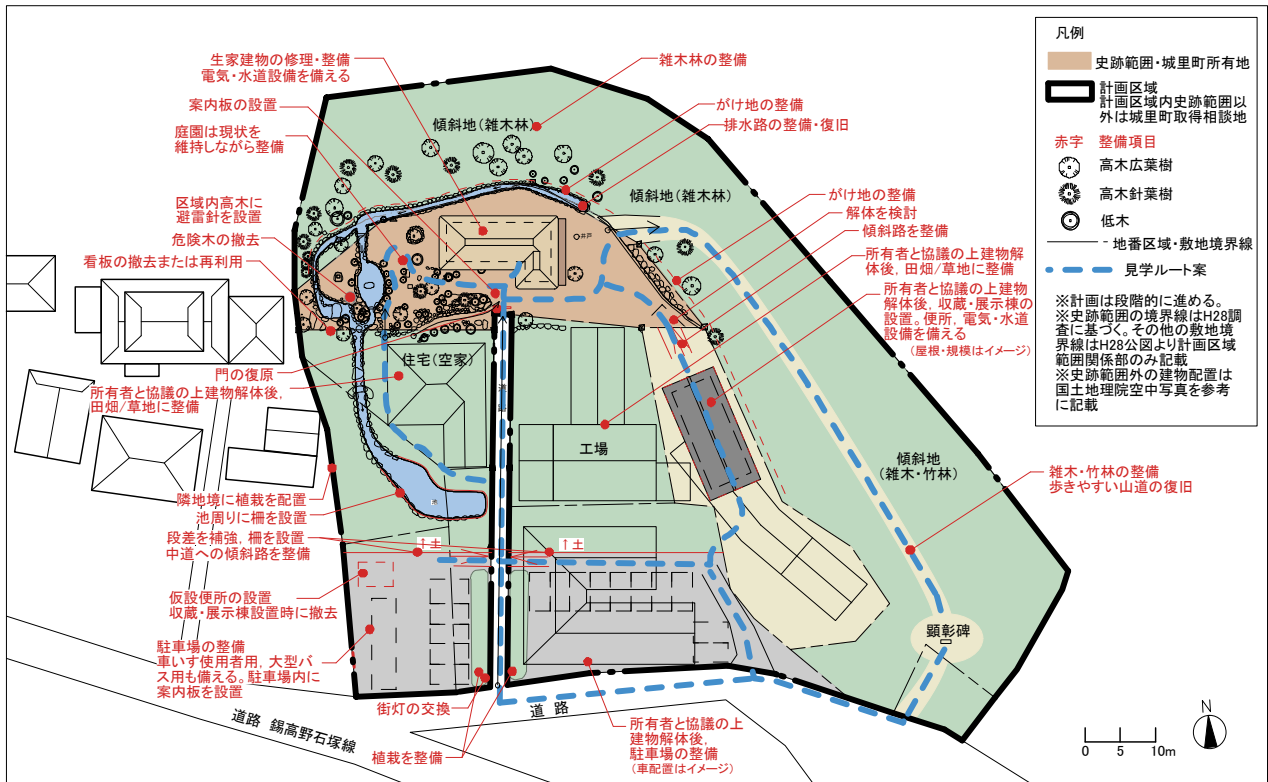
### 建造物修理の基本方針

- ・黒澤止幾が生活をし、寺子屋として使用されていた時期（安政元年～明治23年）のうち、止幾が終身禄を得て修繕を行った（土間を建てた）明治11年頃から明治23年を対象年代とする。
- ・対象年代の後に変更が加えられている箇所を対象年代時期の旧形が明らかな場合は復する。ただし活用に必要な場合は活かすことも検討する。
- ・新建材の使用が明らかな箇所は仕様を他部に倣い変更する。
- ・破損部分は材の交換などを行い修理する。
- ・耐震・耐風診断に基づき、補強を加える。
- ・後補で施工が粗雑な接続箇所は、対象年代に見合う補強方法を検討し、改善する。
- ・止幾生活時の様子を体験できるよう、近隣の歴史的な住宅建築や近隣住民の話を参考にして対象年代の再現に努める。

### 環境整備の基本方針

- ・現存する良好な自然環境と文化財を維持向上させながら、安全性の確保や活用のための整備を行う。
- ・史跡南側の敷地が田畑であった頃の資料を参考に景観を復旧する整備を行う。
- ・庭園は現状を活かして整備を行う。

# 全体整備基本計画図



# 事業スケジュール(案)

計画区域が広範囲にわたるため、事業は2期に分け、複数年にかけての実行を計画する。

